

第4章

観光産業振興実行プランの実現に向けて

- 1 推進体制
- 2 指標を活用した観光地域経営の推進
- 3 観光産業振興を進める財源の確保

1 推進体制

本プランの実現に向けては、国、都、(公財)東京観光財団、区市町村、観光関係団体など、観光産業振興を担う多様な主体が連携しながら取り組むことが重要である。

そこで、本プランを実現するための各主体の役割について整理する。

国の役割

国は、観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)の規定に基づき、観光立国の実現に関する基本的な計画として新たな「観光立国推進基本計画」(2017年3月28日閣議決定)を策定した。同計画では、多くの人から日本が観光のディスティネーションとして選択され、さらに「世界が訪れたい日本」へと飛躍するために、基本的な方針として、国民経済の発展、国民生活の安定向上、国際相互理解の増進及び災害、事故等のリスクへの備えを掲げ、観光立国の実現に向けて、政府一丸、官民一体となって着実に実施していくこととしている。

また、観光は成長戦略の柱、地方創生への切り札という認識の下、2016年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日旅行者数について、2020年4,000万人、2030年6,000万人、訪日旅行者消費額について、2020年8兆円、2030年15兆円の目標を掲げている。2021年6月に閣議決定された「令和3年版観光白書」においても、2030年6,000万人等の目標達成に取り組み、官民一丸となって観光立国を実現することとしている。

今後、国においては、新型コロナへの対応や観光産業振興に向けた施策を推進するとともに、様々な法整備や規制緩和、地域における取組への支援など、旅行者誘致を図る取組の推進が望まれる。

<主な役割>

- **法・制度整備等**
 - ・ 外国人旅行者の入国管理について、国内外の感染状況などを見極めつつ、徹底した水際対策を講じた上での適切な入国制限の緩和
- **国としての施策の推進**
 - ・ 雇用維持や事業継続、感染対策への支援など新型コロナへの対応
 - ・ 観光産業の再生と「新たな旅のスタイル」の普及・定着
 - ・ 国内外の旅行者を惹きつける滞在コンテンツの造成
 - ・ 受入環境整備やインバウンドの段階的復活

○ 都道府県への支援

- ・ 地域の魅力向上、旅行者受入環境の充実及び持続可能な観光の推進に向けて、都道府県の取組を支援

都の役割

都は、新型コロナにより深刻な影響を受けている観光産業の復活と持続的な成長に向けた施策を強力に推進していく。また、地域の活性化に向けた区市町村等の取組を積極的に支援する。さらに、日本のゲートウェイとして、国をはじめ他の地域や都市との連携を進め、持続的に成長し続ける観光産業を着実に育てていく。

<主な役割>

- **中長期的な視点に立ったプランの策定と施策の推進**
 - ・ 戦略的な観光産業振興政策の企画・立案
 - ・ 旅行目的地及び MICE 開催地としての東京の国際的地位の向上
 - ・ 海外市場や旅行者の特性を踏まえた効果的な誘客の促進
 - ・ 旅行者の利便性・満足度向上に資する受入環境の充実
- **地域に対する支援・連携促進**
 - ・ 区市町村や観光協会等の観光関連団体、民間事業者等が実施する観光産業振興の取組への支援
 - ・ 行政区域を超えた地域における広域的な観光産業振興の促進
 - ・ 調査等により取得したデータを活用し、観光関連団体や民間事業者のマーケティング活動を支援
 - ・ 都と区市町村・観光関連団体及び区市町村間・観光関連団体間の連携を促進
- **国内外における連携の推進**
 - ・ 日本各地と連携した観光ルートの開発や共同プロモーションなど、地域間連携の推進
 - ・ 海外主要都市との共同 PR や相互 PR など、国際的な都市間連携の推進
- **観光人材の育成や都民の観光への理解促進**
 - ・ 大学との連携等による観光を支える人材の育成
 - ・ 観光の産業としての価値や将来性を都民に訴求し、都民の旅行者受入れ気運を醸成

公益財団法人東京観光財団の役割

(公財) 東京観光財団は、東京全体をカバーする唯一の観光推進団体である。国内外のネットワークを活用しながら、旅行者誘致や MICE 誘致の推進、都内の民間事業者や観光協会等の取組や連携の支援・促進、旅行者が安心して快適に観光を楽しめる受入環境の整備支援等により、観光産業の振興に貢献している。

観光産業の振興においては、民間事業者や観光協会等をはじめ、多様な主体との連携が不可欠となることから、公・民の性格を併せ持つ本財団は行政と民間とをつなぐ重要な役割を担っている。

観光推進団体としての専門性・ノウハウを発揮して事業を展開するとともに、その過程で現場の声を的確に捉え、都への企画提案等によりフィードバックをすることで、都とともに一体的かつ効果的に事業を展開していく。

<主な役割>

- **観光振興ネットワークの拡充**
 - ・ 観光地域づくりの先導役として、多様な関係者が連携した魅力的な観光地域づくりを推進
 - ・ 民間事業者との連携強化により、ビジネス交流の場の拡大など、観光産業の活性化に貢献
- **地域の観光関連団体や観光関連事業者への支援**
 - ・ 地域の観光関連団体や民間事業者と連携し、新たな観光資源の開発や多摩・島しょ地域への誘客を促進
 - ・ 地域支援窓口等を通じて、観光協会等による地域主導の自主的な活動を充実させ、東京全体の観光産業振興の底上げと観光を通じた地域の活性化に貢献
 - ・ 観光関連事業者からの各種相談にワンストップで対応し、生産性向上や新たなサービスの開発等を支援
 - ・ 国内外の映像作品のロケーション支援や誘致
- **国内外の旅行者誘致の推進**
 - ・ 国内外に対する戦略的な情報発信・プロモーション
 - ・ 海外の旅行市場の動向、外国人旅行者を巡るトレンドなどの情報を観光関連事業者や観光関連団体へ提供
- **MICE 誘致の推進**
 - ・ 国際会議や報奨旅行等の誘致から開催までを支援
 - ・ MICE 施設、事業者の人材育成、MICE 拠点等の受入環境整備を支援

○ 受入環境の整備

- ・ 観光案内所や観光ボランティアの運営
- ・ 事業者や区市町村が進める受入環境の整備に関するソフト・ハード両面の取組を支援

観光関連団体の役割

観光協会等の観光関連団体は、観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者の合意形成を図りながら、地域の自立的かつ持続的な取組を推進することが期待される。

それぞれの団体の特性を活かしながら、地域資源の掘り起こし・再発見による魅力の創出と発信、観光ルートづくりや特産品の開発など、旅行者誘致を通じた地域の活性化に向けた事業を推進していく。

<主な役割>

○ 各地域における取組の推進

- ・ 観光地域づくりに係る多様な関係者との合意形成や主体的な活動
- ・ それぞれの地域における観光産業振興に資する施策の企画立案
- ・ 歴史・文化、産業など地域の特性を活かした観光資源の開発、地域の魅力や観光情報の発信・提供及び地域に密着した受入環境の充実などの推進
- ・ 観光の視点に立った地域におけるまちづくり等の推進

○ 地域における人材育成

- ・ 訪れた旅行者に地域の魅力を紹介できる人材や、地域づくりをリード・コーディネートする人材の育成

区市町村の役割

区市町村は、観光協会等の観光関連団体や民間事業者等と連携し、それぞれの区市町村の魅力の発信に加え、地域の特色を生かした観光資源の開発や、旅行者を迎え入れる環境の整備など、観光の視点に立ったまちづくりを推進していくことが期待される。

観光客と地域住民双方が満足できる持続可能な観光を実現するには、地域で関係者が連携して地域の課題解決に取り組み、地域全体の発展・振興に結び付けていくことが重要である。

すでに住民の受入気運やおもてなしの心の醸成、シビックプライドの醸成、観光地の混雑対策、旅行者へのマナーの周知や啓発など、持続可能な観光に向けた施策に取り組んでいる区市町村もあり、今後、更なる取組が推進されることが望まれる。

2 指標を活用した観光地域経営の推進

持続可能な観光地域経営を推進するため、第2章に掲げた政策目標の達成に向けて、PDCA サイクルを活用しながら定期的に数値を評価した上で、新たな施策や改善策の企画・立案に反映していく。

目指すべき将来像の実現に向けて、設定する指標については、都の施策の進展に応じて見直しや充実を図っていく。

<目指すべき将来像>

A (都民)	都民の観光への参画が促進され、旅行者を歓迎する気運が高まり、都民と旅行者との双方の満足度が高い観光都市
B (経済)	長期滞在の旅行者やリピーターの増加、MICE 開催などにより消費額が拡大し、観光による効果を都民が享受できる都市
C (文化)	東京の伝統芸能や食など東京の持つ芸術文化の魅力が最大限生かされ、旅行者と都民とが交流する都市
D (環境)	温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全など環境により配慮した観光を推進する都市

A (都民)

<政策目標>

政策目標	現状※	目標値
国内旅行者に対する都民の受入意向	45.1% (2021年)	50%以上 (2030年)
外国人旅行者に対する都民の受入意向	31.8% (2021年)	50%以上 (2030年)

※都民の意識調査アンケート（東京都）（2021年4月から9月までの結果）

<管理指標>

管理指標	現状※	目指す方向性
都内観光する都民の割合	30.2% (2021年)	
観光に係る活動に関心がある都民の割合	28.0% (2021年)	
観光に係る活動の経験がある都民の割合	17.4% (2021年)	

※都民の意識調査アンケート（東京都）（2021年4月から9月までの結果）

B (経済)

<政策目標>

政策目標	現状	目標値
訪都国内旅行者消費額	4兆7,756億円 ^{※1} (2019年)	6兆円 (2030年)
訪都外国人旅行者消費額	1兆2,645億円 ^{※1} (2019年)	2.7兆円超 (2030年)
訪都国内旅行者数	5億4,316万人 ^{※1} (2019年)	6億人 (2030年)
訪都外国人旅行者数	1,518万人 ^{※1} (2019年)	3,000万人超 (2030年)
国際会議開催件数の順位 (都市別)	世界6位 ^{※2} (2019年)	世界3位以内 (2030年)

※1 東京都観光客数等実態調査 (東京都)

※2 国際会議統計 (日本政府観光局)

<管理指標>

管理指標	現状	目指す方向性
国内旅行者の満足度	95.0% ^{※1} (2019年)	
外国人旅行者の満足度	95.4% ^{※2} (2019年)	
訪都外国人リピーター率	56.4% ^{※2} (2019年)	
都内延べ宿泊数	7,898万人泊 ^{※3} (2019年)	
生産波及効果	11.8兆円 ^{※4} (2019年)	
雇用効果	99万人 ^{※4} (2019年)	

※1 観光の実態と志向 (公益財団法人日本観光振興協会)

※2 国・地域別外国人旅行者行動特性調査 (東京都)

※3 宿泊旅行統計調査 (観光庁)

※4 東京都観光客数等実態調査 (東京都)





C (文化)

<政策目標>

政策目標	現状※	目標値
東京の文化的環境を楽しんでいる人の割合	52.9% (2017年)	70% (2030年)

※ 文化に関する世論調査（東京都）

<管理指標>

管理指標	現状	目指す方向性
観光地としての魅力向上に芸術文化が重要と考える都民の割合	67%※ ¹ (2021年)	
都指定文化財件数	825件※ ² (2020年度)	
都内国宝・重要文化財等指定件数	3,268件※ ³ (2020年度)	
ユニークベニュー利用件数	24件※ ⁴ (2019年度)	

※ 1 新文化戦略に関する都民アンケート（東京都）

※ 2 東京都指定文化財件数（東京都教育委員会）（令和3年4月9日現在）

※ 3 文化財指定等の件数（文化庁）（令和3年7月1日現在）

※ 4（公財）東京観光財団調べ



D (環境)

<政策目標>

政策目標	現状	目標値
都内温室効果ガス排出量の削減（2000年比）	0.2%減少※ (2019年度速報値)	50%削減 (2030年)

※ 東京都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（東京都）

<管理指標>

管理指標	現状	目指す方向性
再生可能エネルギーによる電力利用割合	17.3%※ ¹ (2019年度)	
生物多様性の拠点である保全地域の新規指定拡大	約758ha※ ² (2019年度)	

※ 1 都内における再生可能エネルギーの利用状況調査（東京都）

※ 2 東京都指定面積

(参考) 戦略と政策目標・管理指標の関係

戦略	施策	分類			
		A (都民)	B (経済)	C (文化)	D (環境)
戦略1 観光産業の活性化	施策1 観光関連事業者の経営力向上への支援		◎		○
	施策2 国内観光の活性化と国内外へのプロモーション		◎	○	
	施策3 あらゆる旅行者が快適に滞在できる受入環境の整備	○	◎		
戦略2 社会変化等に対応した「新しい観光」の浸透	施策4 デジタル技術を活用した観光の推進	○	◎		
	施策5 東京ならではの観光資源の磨き上げと新たな観光スタイルの浸透		◎	◎	
戦略3 持続可能な観光の推進	施策6 地域・住民に寄り添った観光地域経営の推進	◎		◎	◎
	施策7 観光産業の持続的な成長に向けた基盤の強化	○	◎	◎	○
MICE 誘致の推進		○	◎	○	○

◎：特に関連の深いもの

○：関連の深いもの

3 観光産業振興を進める財源の確保

都では、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光振興施策の費用に充てるため、東京都税制調査会の答申を受けて、平成14年（2002年）に法定外目的税の「宿泊税」を創設した。

宿泊税は、都内のホテル又は旅館における1人1泊1万円以上の宿泊に対して課税されるものであり、その税収は、旅行者の受入環境の整備や観光プロモーション、新たな観光資源の開発など観光振興に関する事業全般に広く充てられている。

都の観光産業振興については、今後も様々な施策の展開が見込まれており、観光振興施策を財政面から支える宿泊税は、引き続き安定的な財源として不可欠である。

【参考】宿泊税の概要と税収の推移

区分	内容
目的等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、ホテル又は旅館の宿泊者に一定の負担を求める法定外目的税として創設
納税義務者	都内のホテル又は旅館の宿泊者
課税免除	宿泊料金1人1泊 1万円未満の宿泊
税率	宿泊料金1人1泊 ・ 1万円以上1万5千円未満の宿泊 100円 ・ 1万5千円以上の宿泊 200円
徴収方法	ホテル又は旅館による特別徴収

(単位：億円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
税収額 (決算)	16.2	20.8	22.2	23.6	26.7	27.1	0.9

※ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、令和2年7月～令和3年9月の間、宿泊税を課税停止

第1章

東京の観光産業振興の意義

第2章

今後の観光産業振興の方向性

第3章

観光産業振興に向けた
今後の施策展開

第4章

観光産業振興実行プランの
実現に向けて

第5章

これまでの取組の成果と
東京2020大会のレガシー